

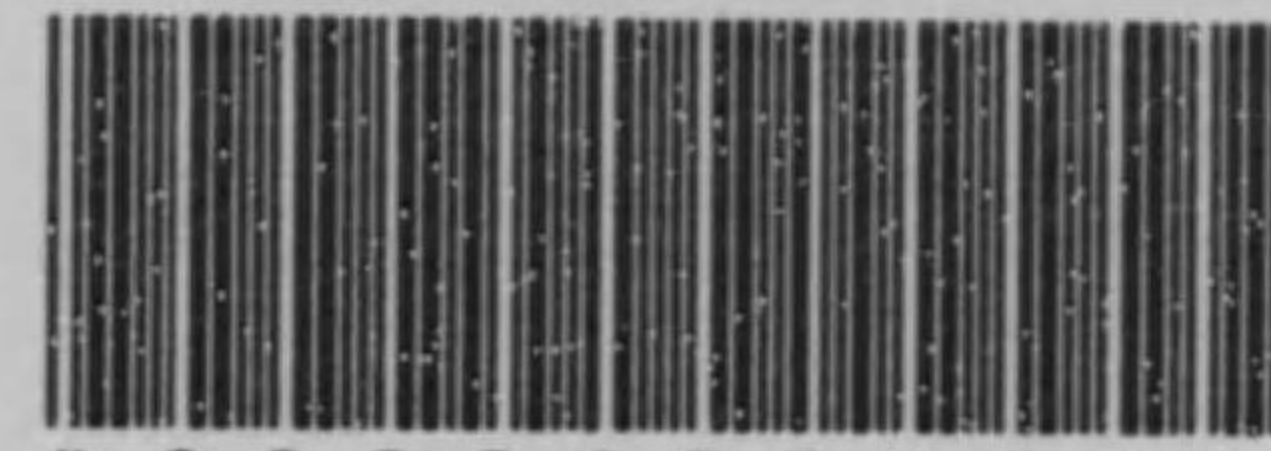
特244

996

教化町村指導要綱

中央教化團體聯合會

教化町村叢書第一輯



0008602000

0008602-000

特244-996

教化町村指導要綱

中央教化團體聯合會

昭和10

ABI

特244
996



村町指導要綱

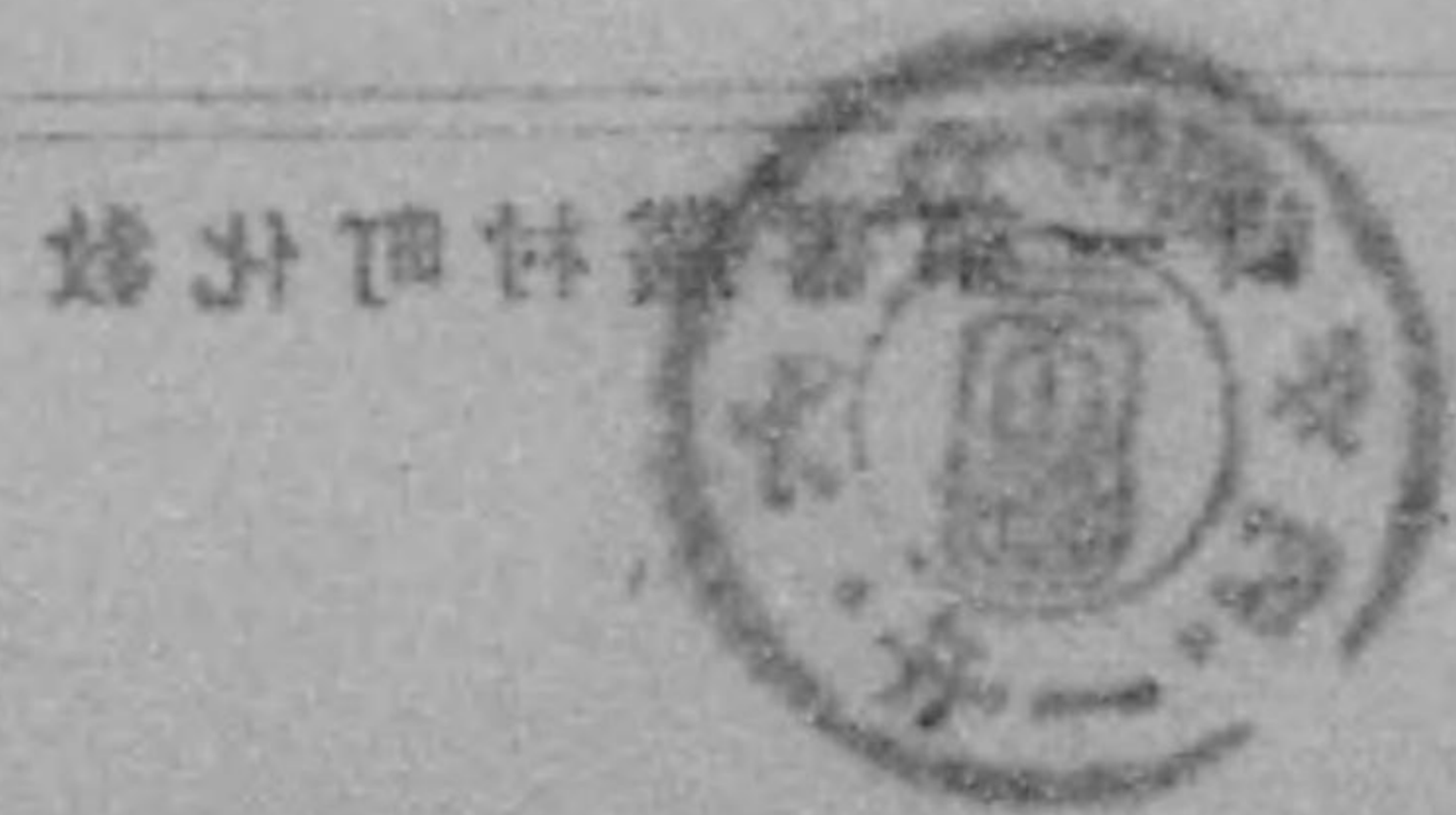
中央教化團體聯合會



中央導引團體聯合會



教化町村指導要綱



教化町村指導要綱 目次

教化町村指導要綱

一、教化町村要旨……………一

二、教化町村の設定……………一

三、教化町村の目的……………一

四、教化町村の内容……………一

五、指定並指導の實際……………一

昭和九年度指定町村名……………一

福島縣・福島縣教化團體聯合會……………一

一、理想郷建設の願望……………一

二、教化町村の選定……………一

三、指導精神並指導要綱……………一

四、教化町村の到達點……………一

五、福島縣教化町村指導要綱……………一

三重縣・三重縣教化團體聯合會……………一

一、精神.....六

二、機關.....六

三、施設.....六

四、計畫上の留意事項.....六

兵庫縣・兵庫縣教化團體聯合會.....六

一、教化町村の設置に就て.....六

二、目標.....六

三、指導の重點.....六

長崎縣・長崎縣教化團體聯合會.....六

一、指導要項.....六

二、指導要領.....六

三、實施要項.....六

石川縣・石川縣教化團體聯合會.....六

一、教化町村設定の趣旨.....六

二、教化町村に於ける計畫大綱.....六

三、教化町村の計畫實行要項.....六

四、石川縣教化町村指導綱要.....六

五、教化町村實施の準備調査.....六

六、教化委員會實施事項概要.....六

七、指導の實際.....六

八、教化町村の經營.....六

九、教化町村の到達點.....六

附錄 教化町村概況.....六

岡山縣・岡山縣教化團體聯合會.....六

一、指導方針.....六

二、指導要目並細目.....六

三、指導年次計畫案.....六

一、新編平大物表
 二、新編平大物表
 三、新編平大物表
 四、新編平大物表
 五、新編平大物表
 六、新編平大物表
 七、新編平大物表
 八、新編平大物表
 九、新編平大物表
 十、新編平大物表

教化町村指導要綱

一、教化町村要旨

昭和八年十一月十日 畏くも教化御奨励の御思召を以て中央、道府縣及朝鮮、臺灣の各教化聯合團體に對し多額の御内帑金を下賜あらせられたのは教化關係者の齊しく恐懼感激に堪えざる所である。茲に中央教化團體聯合會は、其の加盟團體たる地方聯合團體を督勵して、教化立國の本義に基き、且昭和三年十一月十日即位禮當日紫宸殿の儀に於て賜はりたる教化醇厚の聖勅に率遵し、之を郷土生活の實際に體現せしめる一方途として、向後逐次左記の如く教化町村を設定指導し、模範的郷土を建設して 聖恩の萬一に奉答せんとする次第である。

二、教化町村の設定

近時地方町村に對する新興更生の方策として官民各方面から諸種の施設が講ぜられてゐる。

中にも政府を始め年來農山漁村の経済的再建を期すべく、経済更生計畫の實施に力を致されつつあるが、これらをして何れも一時的應急的施設に止めしめず、地方町村をして諸般の組織的計畫經濟を行はしめ百年不動の大計を確立することに留意を拂はなければならぬと思ふ。

將して然らば如斯大計の確立は、晉徒に經濟、産業等の物質文化の開發をのみ目標としては不可能であつて、其の根本的恒久的基礎を教化に置くことを忘れてはならぬ。世上、優良模範町村と稱せらるゝものが、往々數年或は十數年にして早くも荒廢する事實は之れ全く教化の缺除に基因すると言はれる、之に反して數十年の長きに亘るも尙年々歳々興隆の一路を辿る町村は、そこに恒久的教化組織を有し不斷の教化を怠らざるに職由することは、現に諸多の活事實が明證する所である。かくて人類文化の創造發展が教化を礎とすることは永遠の將來を通じて亦過りなかるべき不磨の鐵則たるを信ずる。

近時全國教化聯合團體代表者大會が屢々教化町村の設定を議決し、或は多年市町村教化網の完成を高唱して居り、本會又之を重要なる教化方策の一として、年來微力を傾倒しつゝある所にも亦茲に存するのである。

三、教化町村の目的

教化は我が立國の本義であり、昭和新政の大方針たること聖勅に明示し玉へる所である。即ちこの名の依つて生ずる所以であるが、その目的とする所は、皇國精神に立脚したる精神生活物質生活融合の理想に基き、郷土の實情に即したる全一的教化施設により愛國愛郷心の喚起、良風の振作、産業の開發、自治の向上等町村生活の全面的更生發展を圖り、以て全町村一圓融合の理想郷を建設せしめ、之れを永遠に確保せしめんとするにある。

四、教化町村の内容

1、恒久的中樞機關の設定

教化網は以上の如き教化町村の大成と、これが恒久永遠の發展を期するための役割を有する最も重要なる必須の中樞機關を指稱する。即ち町村内には今日教化、教育、宗教、經濟、行政各方面に亘つて、多きは二三十、少きも十指に餘る團體があり、之等は何れも概ね整然たる縦

の連繫によりて夫々の特質を發揮してゐる。しかしながら一度愛村愛郷の旗幟の下、即ち教化町村の大成へ、理想郷の建設への大目標に至つては夫等個々の特質を失ふことなくして一切をあけて協同提携し、渾然一體その有機的活動を期せなければならぬ。即ち教化を中心としたるこの協同體を町村教化網と稱するのである。これを通常、町村教化聯合會又は教化聯盟等と名付けこれを教化町村活動の主體とする。

尙この教化聯合團體は以上各種團體の代表者、其他町村内の特志家等個人を委員に委嘱し、教化網の一細胞として活動せしむるを要する。社會教育委員、教化委員等と呼ばれるのがそれである。

2、中樞機關の活動事項

町村教化聯合團體は如斯重要な機關であるが故に主として次の如き任務を有するものとす。

- イ、町村經營の基礎調査
- ロ、町是、村憲の設定
- ハ、振興計畫の樹立

イ、年中行事表(教化曆)の編成
 町村報の發行
 ハ、全町村民實行事項の協定

ロ、町村常會の開催
 チ、部落並家庭常會の開設及び獎勵、指導
 リ、教化強調運動の實施
 ス、中堅人物養成訓練の施設

町村及各部落に於ける教化道場の設置
 3、部落常會の開催

町村構成の地理的單位たるべき郷土聚落は理想郷建設の最初の單位たるべきものであつてこの振否消長は一町一村の興廢を決定する。故に各郷土聚落には全住民を對象とする徹底的教化の必要が起る。
 土部落における教化常會は即ちこの徹底的なる教化練達の機關であり之れが運用によつて郷

土墾落をして宛然一家族の如く一團融合せしめ美はしく豊に平和なる樂土を先づ建設せしむるに至るのである。教化常會は通常、毎月日を定めて一回夜間概ね二時間を限度として各戸二名以上の住民を一堂に會せしめ、住民として緊急實行すべき事項を申合せ、又必須重要な諸般の事項を傳達し、協議し、懇談し、又相互切磋琢磨の教養を積み、以て教化を圖るのである。町村長を初め吏員、小學校長及び職員、神職、宗教家各種團體幹部等は町村教化聯合會の作製せる日程表に基き各部落の常會に順次出席して指導督勵するを要する。

五、指定並指導の實際

1、町村の指定方法

教化町村は一府縣に就き概ね五ヶ町村宛とし、其の名稱は可成「教化町村」又は「教化指定町村」を用ゆる。

指定の方法に就ては地方の事情、適切なる指導者の有無等慎重考慮の上、當該町村當事者、小學校長、町村會議員、各種團體長等の一致の決意を確め、其の最も更生への熱意あるものに

就き、府縣、府縣教化聯合團體及び本會がこれを指定するのであつて、指導の期間は概ね五ヶ年間を以て第一次計畫を完了するものとし、爾後は第二次計畫として考慮する。

2、指導の實際

教化町村の督勵指導は府縣及び府縣教化聯合團體並に中央教化團體聯合會が之れに當るが、本會は主として教化町村開設宣誓式、協議懇談會又は隨時常會等に関係者又は講師を派遣し、適宜指導者講習會並に全國的、地方的又は各縣毎に協議會を開催する外、教化町村指導資料として「教化町村指導要綱」「教化町村名鑑」「町村教化指導者必携」「教育勅語、國民精神作興詔書」其他「勅語、詔書」の謄本等を刊行配布し、又は教化町村に關する映畫(十六ミリ)を製作してこれを無償貸出又は頒布する。

府縣及び府縣教化聯合團體は主として指導大綱を指示し概ね五ヶ年間に完成するやう第一次町村振興計畫を樹立し、宣誓式、協議會、懇談會、常會等に係官及び講師を派遣し、指定町村毎に又は聯合して指導者の爲の講習會、協議會等を開催し、指導資料としての冊子の刷成及び映畫を作製して之れを頒布する。

南高來郡多比良村

北松浦郡吉井村

石川縣

江沼郡月津村

能美郡根上町

石川郡旭村

河北郡宇ノ氣村

羽咋郡西増徳村

珠洲郡寶立村

富山縣

下新川郡大布施村

婦負郡野積村

射水郡淺井村

氷見郡女良村

東礪波郡北般若村

岡山縣

御津郡宇甘西村

赤磐郡高陽村

吉備郡福谷村

川上郡富家村

久米郡稻岡南村

福島縣・福島縣教化團體聯合會

一、理想郷建設の願望

本縣に於ける教化町村設立の趣旨は、去る昭和八年六月に開催された教化町村幹部協議會に於て明示されたやうに、町村民の教育教化に最善を盡し、愛郷の精神、協同の美風を涵養して其の自覺のもとに協力一致して地方産業の開發に努め、道德經濟の融合進展を圖り、以て郷土を振興し其の福利増進を期すを以て主眼とするものである。

近時農山漁村は、打ち續く不況の爲めに疲弊困憊其の極に達し、經營難の重壓下に彷徨呻吟し、殊に縣下重要産業の一たる養蠶業に於ては繭價の慘落を招來し、加ふるに農村の生命とする米麥其の他の農産物に於ても、同様の状態をつゞけ、今や農村は一大苦難に直面してゐる。随つて農村問題を中心として、政治、經濟、思想の各般に亘つて大なる波紋を捲きおこし、漸次容易ならざる事態を醸成するに至つたのである。

而して、之が匡救對策については、種々考究され來つたところで、曩に農林省に於て施設せられたる經濟更生指定町村設定の如きは其の一つであるが、該施設は地域極めて廣範に亘り、且つ經濟に偏するの憾みあるに鑑み、前記趣旨に基き、赤木前知事の創意により、本縣に於ては新に教化町村の設定を見るに至つたのである。斯く他に率先して教化町村設定の方針を確立するまでには、縣に於て各府縣優良町村に係員を派し、其の蒐集し來れる資料を基礎として幾度か議を録り、案を改め、漸く之が實施に立ち至つた譯である。然しながら、全縣に亘つて同時に教化の實を擧げんとすることは、却つて幾多の困難あるを察し、先づ特に五ヶ町村を選定して教化町村に指定し、五ヶ年計畫をもつて全力を之が遂行に集注せしめ、模範的理想郷を建設し他町村をして自ら此の風に化せしめ、以て教化の永久的基礎を確立せんとしたのである。

二、教化町村の選定

教化町村の選定については、主務課の周到なる調査に基き、關係各課長及主任者の協議を経て、三百六十六ヶ町村中より、先づ四十一ヶ町村を選び、更に人口、面積、産業其の他各般の

事情を綜合し、縣下大多數町村の標準たるべき要素を具備せるものと認めたる左記一町四ヶ村を指定するに決したのである。

されば、教化町村は敢て優良なる町村を選定した譯でもなく、又特に貧弱なる地方を採つたものでもない。約言すれば、總ての點に於て縣下町村の平均状態にあるものを選定したものと謂つてよい。それは左の表について一覽すれば明かである。

町村名	主たる産業	町村勢概況
太田村	農	世帯數 一四六九 人口 三、一八〇 田 四一〇町歩 畑 二四五町歩 米作を主とし養蠶をなす 負債 一世帯當り八〇〇圓
中野村	農	世帯數 一四四〇 人口 二、七八〇 田 三五〇町歩
大森村	農	

中郷村 農

畑 九〇町歩
米作、養蠶を主とす
負債 一世帯當り七〇〇圓

世帯數 四八九

人口 三、二六五

田 二二三町歩

畑 四二七町歩

米、麥、煙草、養蠶を主とす

負債 一世帯當り八九〇圓

世帯數 六三〇

人口 三、九三二

田 一五八町歩

畑 三三六町歩

米作、養蠶を主とす

負債 一世帯當り一、一〇六圓

世帯數 七六二

野添町 農

人口 四、二二四

田 二二三町歩

畑 一三三町歩

養蠶を主として農作林業兼營

負債 一世帯當り一、六〇〇圓

而して右の五ヶ町村は、縣内の海岸方部、縣北方部、縣南方部、會津北部、會津南部の五方部より各々一ヶ所を選んだものである。

三、指導精神並指導綱要

教化町村開設の趣旨は、既に教化町村幹部協議會に於て知事の述べられたる如く、産業と教育、經濟と教化の融合協調により、理想の郷土を建設し以て他町村の模範たらしめんとするにある。而して其の經濟と教化との融合調和の指導原理としては、主として報徳の精神を取り入れ町村内各種團體の聯合を策し、之を調和し以て確乎たる生活様式を樹立せしめんとするにある。勿論教化町村の指導精神は、何も報徳主義にのみ限られたものではないが、之が開設の

趣旨は道徳と經濟の融合進展により理想郷を現出せんとするものであるから、此の趣旨に合致するものであれば如何なる精神でも之を遵奉することを躊躇すべきでない。然し報徳の教は、今日の疲弊困憊せる町村の復興に間然するところなき指針を與へるものであり、之を實際に適用して所期の効果を擧げ得るものたることは、尊徳翁在世の當時より今日に至るまで、一度だも裏切られたることなき事實である。

是即ち指導原理として、主として報徳の教によらんとする所以である。樞密院議長一木喜徳郎先生が、大日本報徳社長就任の挨拶中に

諸抑々報徳の教は興國安民の要道でありまして、我國が現に政治上、經濟上其他百般の關係に於て重大なる難局に立つて居ることを心の底より自覺し、眞面目に之が匡救を計らんとするならば、必ず報徳の道によつて進む外はありません

近頃農村振興、聲が朝野の間に驚しくなりまして、追々指針を報徳の道に求むるやうになりましたことは、當然であります云々

と言はれたのは一層此の信念を力説強化せられたるものと思はれる。

指導綱要は卷末に載せてある通りであるが、前項指導精神に基いて之が達成を期する爲には相當長時日を要する。即ち五ヶ年に亘り年次別に努力目標を定め漸次之が指導に當ることとしたのである。

第一年次 基礎確立時代

- 1 教化町村趣旨徹底（各種町村團體を通じて）
- 2 町村是確立
- 3 教化體系樹立
- 4 中堅青年講習

第二年次 整備時代

- 1 各種教化施設の整備を期すること
- 2 小學校、補習學校、青年訓練所、男女青年團、婦人會、壯年團等
- 3 部落教化常會勵行
- 4 中堅青年講習會

第三年次 内容充實時代(二四三)

- 1 各種教化施設の充實を期すること
- 2 部落教化常會勵行
- 3 中堅青年講習會(二泊三日)

第四年次 自覺時代

- 1 各種教化施設の自覺的活動を期すること
- 2 部落教化常會の眞價發揮

第五年次 眞價發揮時代

全町村民の自覺的活動により、各方面に其の實績を挙げ一町村一家たるの一團融合の理想に近き境地を現顯すること

而して右指導に就ては中央教化團體聯合會の援助を受け、縣に於ては知事、學務部長統督の下に教育、社會、農務、經濟更生、地方の各關係者之に膺るのであるが、更に各教化町村別に便宜上指導主任者を選任し、其の方部の縣視學を配當して協力之が指導に任することとした

のである。即ち

太田村 補習教育主事(主任) 外縣視學一名

大森村 社會教育主事補(主任) 外縣視學二名

中郷村 社會教育主事(主任) 外縣視學二名

野澤町 社會教育主事補(主任) 外縣視學二名

一橋原村 支廳在勤視學(主任) 外社會教育主事並主事補

四、教化町村の到達點

教化は眞の自己を知り得て自己の任務を明らかにし、その勤勞の度合、職業上の地位等より生活に規準ある統制を立てしめ、其の向ふところを識り、其の更生を完からしめ、國家社會に寄與するところあらしめんとするにある。即ち大にしては社會文化進展のために報徳の精神の上に立ち人格を完成し、分度より推讓にまで至らしめんとするのである。報徳の道に於ける勤勞は無より有を生ぜしめる法則にして、努力の讚美であり、文化の源泉である。分度は個人の

生活經驗の上に於ける自覺であり事業の設計、豫算であり、收支規程にして生活の安定に缺くべからざるものである。推議は團體生活への奉仕であり、社會永遠の幸福増進への寄與であり文化の永遠の發展を持續し、社會を擧げての共存共榮、相互扶助により一團融和の眞業界への達成である。

叙上五教化町村を概観したところによれば、其等の形式的內容には異同ありとするも、何れの町村も何等かの方法により所期の目的達成に邁進しつゝあることは首肯され得る。町村の情況には夫々異同があり、又出發點にも逕庭があつて、其の方策に於ても或は當初から総合的劃一的方針にて指導せんとするものあり、或は個別的に各々の自覺を待つて漸次統一的合成的指導に及ぼんとするものがあつて一斑全體的に推斷することは出来ない。豫定されたる年次別努力事項第一年次項目に於ては基礎確立を主眼としてゐるから、もとより吾人は之に對し具體的效果を期すべくもないが、各町村民が教化町村構成の一分子であるといふ自覺覺醒の體得には缺くるところのないことは容易に感得される。

惟ふに教化の目的は徒らに補助政策に頼らず町村民總意の更生精神に基き、融和協力以て運

命を開拓するにあるから、深く町村民の理解と決意に據るにあらざれば其の目的を實現することとは不可能である。

而して教化の中心は教化常會である。教化常會は教化の徹底を期する爲め不可欠の組織である。部落教化常會は其の部落の到達すべき目的を部落民に理解せしめる機關であり、町村教化常會は部落教化常會の集大成にして町村是發動の根源であり、各種團體の協調を策し一團融和以て永安の基礎確立を期する原動力である。此の故に教化常會には部落民、町村民一致に依つて到達すべき目的が與へられねばならぬ。例へば負債を償還し、生産を増收し、資産を増加する等の物質的目的或は町村民一般の蒙昧を啓き教育を向上するの精神的具體的目的の如きものが之である。是が爲めには信念方途の一貫せる教化體系が必要であるが、是に關しては未だ殆ど見るべきものがない。それは教化體系が第二年次の各種教化施設の整備、第三年次の各種教化施設の充實の項目に連關するものであり、其の體系は、實施され内容の充實を見てこそ意義のあるものであるから、萬全を期するが爲めには早計に決することは許さない問題であるからであらう。教化體系に於て缺陷あらんか、各種教化施設の調和圓滑は期すべくもあらず、ひい

ては各人の自覺的活動をも望み得ない。されば教化體系は慎重なる態度を以て、町村並に町村民の財政状態及び自覺の程度等を考慮に入れ、それらに順應すべく計畫さるべきである。茲に於てか、縣當局は本年十一月教化町村實態調査表を作製し、教化町村の詳細に就て、精神的物質的方面に亘つて一年間の迹を調査した。之を以て各々に即した具體的體系樹立に資せんとしてゐる。

斯くして教化體系は其の樹立と共に、今や全面的活動に遷らんとしてゐるが、當面の問題として腐心するところは適當な指導者の養成である。教化町村開設直後の教化町村幹部講習會は相當の効果を收め、又靜岡縣掛川町の大日本報徳社の講習會に出席したものも少くないが、それらは町村長、校長乃至幹部の數名に限られ、町村の全部落の夫々を指導し、一町村全體を融調融和統一にまで導くには猶その不足を感ずることが多い。二泊三日の中堅青年講習會も年一回では聊か充實を期し得ない憾がある。太田村に於ては此の外に中堅壯年講習會を計畫し、各戸の中堅をなす者より成る講習會を第二年次に於て加へんことを希望してゐる。

是を要するに、教化町村たる基礎の確立が如何なる範圍にまで成就せるかは結局第二年次の

整備、第三年次の内容充實の成果を觀て始めて批判さるべきもので、單なる要綱、計畫の羅列のみに依つて評價され得るものではない。

五、福島縣教化町村指導綱要

一 指導要綱

- 一、人ノ教育ヲ主ニスルコト
- 一、一家、一部落、一町村ノ善良ナル一員タルト共ニ有爲ナル公民タラシムルコト
- 一、精神教育ニ重キヲ置クコト
- 一、職業ヲ通シ作業ヲ通シテノ精神的陶冶即チ勞作教育ニヨル精神ノ陶冶ヲ圖ルコト
- 一、社會性ノ涵養ヲ重視スルコト

隣保團結、共存共榮以テ一部落一町村ヲシテ眞ニ有機的ノ生命體即チ生活協同團體顯現ノ

- 一、素地ヲ作ルコト
- 一、自覺的生活ヲ強調スルコト

一、何事ニテモ其ノ目的ヲ意識シ透徹セル思索ノモトニ全我的ノ活動ヲナサシムルコト

一、職業意識ノ徹底ヲ期スルコト

人生ト職業トノ關係、職業ノ尊貴ナル所以、職業ヲ通ジテノミ人間ノ真ノ意義ノ存スルコトヲ確認セシムルコト

一、町村ノ獨自性ノ發見ヲ期スルコト

町村ノ獨自性ノ發見ト是ニ對スル適切ナル經營トニヨルコトヲ確認セシムルコト

一、部落單位ニ綜合的社會教育施設ノ基準ヲ置クコトヲ強調スルコト

人間生活ノ自然發生ノ存在タル部落ガ生活協同社會發展ノ基準タルコトヲ認識セシムルコト

一、青年教育ニ重點ヲ置クコト

人生中最モ陶冶性ニ富ミ將來町村ノ中堅ヲナス青年時代ノ教育ニ一段ノ努力ヲナスコト

一、經濟更生ト精神更生トノ融合ヲ強調スルコト

經濟更生ト精神更生トハ物ノ兩面、表裏ノ關係ニシテ經濟ヲハナレテ精神生活ナク精神ヲハナレテノ經濟活動モ其ノ意義ヲナサズ、依テ兩者ハ全ク一體不離ノ關係ニアリ而シテ其ノ最も根本的ナルハ人ノ精神ニアルコトヲ強調スルコト

一、國體觀念ヲ明瞭ニシ一層國民精神ノ振作ニ努メシムルコト

2、時局ノ真相ヲ明ニシ正義ニ立脚セル國民的信念ノ透徹ヲ圖ルコト

3、中正ナル思想ヲ堅持シ各其ノ分ニ勵ミテ奉公ノ誠ヲ竭サシムルコト

4、社會ノ現狀ニ鑑ミ相戒メテ風教ノ肅正ニ努メシムルコト

5、堅忍持久ノ精神ヲ養ヒ克己ノ生活ニ耐ヘシムルコト

1、敬神崇祖ノ思想ノ徹底

2、神社參拜、郷土偉人ノ顯彰、神社佛閣ノ清掃、神饌田(園)ノ設置

2、國旗掲揚ノ獎勵

三 實行細目

1、國體觀念ヲ明瞭ニシ一層國民精神ノ振作ニ努メシムルコト

2、時局ノ真相ヲ明ニシ正義ニ立脚セル國民的信念ノ透徹ヲ圖ルコト

3、中正ナル思想ヲ堅持シ各其ノ分ニ勵ミテ奉公ノ誠ヲ竭サシムルコト

4、社會ノ現狀ニ鑑ミ相戒メテ風教ノ肅正ニ努メシムルコト

5、堅忍持久ノ精神ヲ養ヒ克己ノ生活ニ耐ヘシムルコト

三 實行細目

1、敬神崇祖ノ思想ノ徹底

2、神社參拜、郷土偉人ノ顯彰、神社佛閣ノ清掃、神饌田(園)ノ設置

2、國旗掲揚ノ獎勵

- 2、國旗設備ノ普及、國旗掲揚日ノ統一、掲揚作法ノ徹底等
- 3、國體ニ關スル訓話、國體精神ノ強調、中正ナル思想ノ堅持等
- 4、時局ニ關スル訓話、國際聯盟脫退ニ關スル詔書捧讀式舉行、同上告諭訓令ノ趣旨徹底ニ關スル訓話、滿洲事變ノ真相、國際聯盟離脱ノ真相、日本ノ使命ト國民ノ覺悟等
- 5、體育ノ獎勵、體育ノ普遍化、武道ノ獎勵、冬季體育ノ獎勵等
- 6、團體的行動ノ訓練、相互扶助、共存共榮ノ精神涵養、規律共同ノ訓練等
- 7、公共的運動ニ對スル協力ノ獎勵、各種公共施設徹底及其等ニ對スル率仕並其ノ普及、各種團體ノ聯絡統整等
- 8、風紀ノ肅正並生活ノ緊張ニ關スル協同的行動ノ獎勵

- 時間ノ勵行、勤儉貯蓄ノ勵行、惡習風俗ノ打破、日常行動ノ規律化、早起ノ勵行、冠婚葬祭並社交ノ改善、長老ノ尊敬、其他各種申合ノ勵行等
 - 9、困苦缺乏ニ耐ヘル訓練
 - 10、警備並防空訓練
 - 11、銃後活動ニ關スル訓練
 - 12、立意自治ニ關スル訓練
 - 13、經濟更生運動ノ強調
- 選舉ノ肅正、責任觀念ノ強調、納稅ノ勵行、自治的訓練ノ徹底等
- 産業ノ開發振興、冬季農閑期間ニ於ケル勞力利用、生活改善ノ勵行産業組合ノ普及並其ノ活動ノ擴大化、豫算生活ノ指導等

三重縣外團體聯合會

三重縣・三重縣教化團體聯合會

一、精神

教化村は聖旨を奉體して國民精神を作興し、明るき村治の下に共同の目的に向つて協心戮力、左記の三精神の五項目を規矩とし村是の實現を期すること

精

- 1、全村全教學の精神を以て一層修養の研究に努むること
- 2、道德と經濟とを融合一致せしめ其の向上に努むること
- 3、各種團體は其の特質を發揮すると共に互に連絡提携し施設の合理化に努むること

目

- 1、村内輯睦一致平和圓滿にして村に一戸の争ひなく
- 2、村民よく自治自律の精神に富み一人の罪人もなく

- 3、村民強健にして衛生思想に富み傳染病の發生を見ざるは勿論村に一人の病める人もなく
- 4、村民勤儉力行の信仰に生き産業發達し富裕にして村に一戸の負債者もなく
- 5、村民進取の氣風に富み常に研究を怠らずして村に一人の不學者もなからしむ

二、機關

計畫樹立機關

市町村 統制 (社會教育の委員) 事務

各種團體 計畫

幹部 (社會教育委員或は特殊の計畫委員) 幹部

計畫實行機關

市町村民 各種團體 (教化修養團體は勿論其他の公益、公共團體、産業團體等全部參加)

計畫指導監督機關

指畫指導員 社會教育委員——各機關の統制協調
(或は特別の委員)

各種團體——其の團體に對し、公益、公共關係、指導團體等全盛發展

各機關は其の分野を明にし相互に連絡協調を圖り苟も其の間連絡協調を缺き或は各種團體、指市町村民の協力一致を棄す様なことなき様深甚なる考慮を要す

三、施 設

1、施設は其の市町村の特異性に鑑み之に適應する事項を選び、量よりも質に注意し其の徹底を期するに努むること

2、各教化市町村として最低限度の施設事項

一、準備的施設

- (イ) 市町村内状況の調査——(風俗、産業、自治等の現況並其の傾向等につき)
- (ロ) 村是の確立——(社會教育委員(事情により其の他に特殊委員)人の選定を人々より)
- (ハ) 實行組織の整備——(各種團體婦人會戶主會も設置)

二、實行施設 (市町村—大字)

(イ) 村民大會………毎年一回(前年の成績の取纏、本年の計畫周知)

第一回大會内容

- (一) 教化指定村設定の趣旨周知
 - (二) 助成金交付………(向土日、昇降日、授受日等の計)
 - (三) 計畫案樹立迄の経過報告と要項發表………(主務委員等)
 - (四) 神前に於ける宣誓………(誓詞)
 - (五) 講演………(日早)
 - (六) 市町村並各種團體の年中行事豫定表作製上の留意點
 - (七) 教育と産業との聯絡提携
 - (八) 郷土に即したる施設の實施
- 各種團體の特質の發揮
漸進的の改善主義をとりたし

隠れたる力、自然の力を顯現する様
施設の合理化を図る等

(ハ)

(ニ)

(ホ)

例 神前参集(毎月 回 日早朝)

例 神前参集(毎月 回 日早朝)

例 神前参集(毎月 回 日早朝)

(一) 公休日の設定……修養日、向上日、模範日、慰安日等の爲に

(上) 全村綜合展覽會の開催等

(ト) 一人一事業研究

(ロ) 家憲の制定

二、實(ロ) 家憲の制定

附則(ハ) 家計簿の記帳

四、計畫上の留意事項

1、計畫目標を明確にすること(村是、村豫定、年度行事)

2、計畫事項を精選すること

3、計畫事項の實現手段を明確にすること(目標のみならず、方法をも計畫を樹てる)

4、計畫實現の組織を整へること

5、實行に當りて計畫の徹底を期する爲留意すべき事項(村民大會、村報)

イ、計畫並實行内容を周知せしむること(村民大會、村報)

ロ、實行(督促)委員を設置すること

ハ、計畫實行の進度調査を實施すること

ニ、定例会議を開催すること(常會)

ホ、更生記念日を設定すること(夫等)

特殊施設

ハ、計畫実行の獎勵施設を爲すこと（表彰）

ト、計畫の追加、是正を考慮すること（毎年是正追加）

（附） 計畫実行の進捗調査を實施すること

（詳見別表）

縣としての指導程度

（詳見別表）

1、懇談會（郷賢周知の爲）

（詳見別表）

全體の指定町村代表者を集め、指定の郷賢實行事項に關し打合指導をなす

2、計畫案橋立の爲の指導

無係中に主任者を置き出張して指導をなす（二回位の程度にて）

3、村民大會

（詳見別表）

知事臨席奉式、助成金交付（詳見別表）

係員より指導的講話をなす

4、實施事項の指導

隔月一回位の程度にて一ケ年間指導

（詳見別表）

5、本年度の成績を取纏め提出せしむ

來年度の實施事項——内容調査の上指導

以下(4)(5)を毎年繰返し三年間に及ぶ

（詳見別表）

（詳見別表）

（詳見別表）

（詳見別表）

（詳見別表）

（詳見別表）

（詳見別表）

一、 郷賢林、郷賢二塚

兵庫縣・兵庫縣郷賢團體聯合會

兵庫縣・兵庫縣教化團體聯合會

一、教化村ノ設置ニ就テ

本件ニ關シテハ昨年十一月十日國民精神作興ニ關スル詔書發十周年ニ當リ長クモ教化事業御獎勵ノ思召ヲ以テ多額ノ御内帑金ヲ御下賜アラセラレ本會亦之ガ配賜ノ光榮ニ浴シタルニツキ本會ニ於テハ恩賜記念教化事業基金ヲ設ケ之ガ處理ニ關シ慎重審議ノ結果縣下二三町村ヲ指定シ本會並其町村ト相協力シテ極力教化ノ實績ヲ舉ゲ惹テハ範ヲ他町村ニ垂レ縣下ノ全市町村教化ノ振興ニ資センコトヲ期シ之ニ要スル經費ニ右恩賜金ヲ充ツルヲ以テ極メテ有意義ナルモノト信ジ茲ニ教化指定村ヲ設置スルコトトセル次第ナリ

二、目 標

教化村ノ目標トスル所ハ道德ト經濟ノ融合ニヨリ理想郷ヲ建設セントスルニアリテ其全町村民ヲ對象トシ郷土ニ即シタル綜合的社會教育施設ヲ行ヒ以テ各人ノ品性ヲ陶冶シ公共的精神ヲ涵養シ之ヲ實生活ニ顯現セシメ教育教化ノ向上、産業ノ振興、地方自治ノ發達ヲ圖

リ以テ公共ノ福利ノ増進ヲ期シ而モ之ガ實施ニ當リテハ町村當局、社會教育委員、教育教化産業ノ各種團體ノ代表者及區長等ノ相互提携ヲ必要條件トスル等從來各地ニ於テ或ハ全村教育ト稱シ、或ハ教化聯合會、各種團體聯合會等ノ名稱ノ下ニ施設シ來リタルモノト共嚮フ所一ナリト雖モ此種施設ハ一時ニ之ガ設置ヲナサシムルモ活動之ニ伴ハザル憾サシトセズ依ツテ先ヅ經濟更生、生活改善等ニ於テ相當實績ヲ舉ゲツツアルモノヲ選ビ極力實績ヲ舉ゲ漸次縣下各町村ニ普及セシメントスルニアリ

三、指導ノ重點

- 1、日本精神ノ涵養
 - 2、生活ノ改善
 - 3、風教ノ刷新
- 教化村ノ指導ニ當リテハ教化ノ本旨ニ鑑ミ指導ノ重點トシテ次ノ三項ヲ舉グ、即チ
- 一、村ニ一人ノ悲ムモノナシ (相互扶助)

目 標

- (一) 各種團體ノ活動促進
- (二) 各種團體幹部會(協議懇談)開催
- (ホ) 常會ノ設置並經營方針協定及例會ノ開催
- (ハ) 其他適切ナル事項

四、實際指導者

指導ニ當リテハ主トシテ縣教化團體役員之ニ當ルモ縣吏員及郡駐在社會教育事務囑託ノ援助ヲ仰ギ共ニ相協力シテ完璧ヲ期セントス

五、指導案

指導ノ重點ニ關シテハサキニ述べタル通り三大項目ヲ舉ゲタルモ、指導案ハ專ラ各指定村自體ニテ樹立セシムルヲ立前トシ、指導者ハ專ラ之ガ協議相談ニ應ズルコト、シ一步一步其實績ニ徴シテ更ニ指導スルノ方針ヲトレリ、而シテ村固有ノ案又ハ申合事項ヲ可成生カシ特ニ新規ニ目新シキコトヲナスハ努メテ之ヲ避クル方針ヲトレリ

長崎縣・長崎縣教化團體聯合會

茲に教化町村五箇村を指定し特に産業と教育、教化と經濟の一元的發達によりて自治の向上文化の創造發展を圖り理想の郷土を建設し以て他町村の模範たらしめんとす、而して之が指導に當りては申す迄もなく、教育に關する勅語、戊申詔書、國民精神作興に關する詔書並に昭和三年十一月十日即位禮の當日賜はりたる教化醇厚の聖勅を奉戴するは勿論なりと雖、本施設は精神更生による經濟更生即ち教化と經濟との融合協調を其の根幹となすを以て之が指導原理も亦教化と經濟との融合並進を基調となさざるべからず、之が爲には特に報徳の精神を充分に玩味すると共に其の更生復興の様式を研究して指導の徹底を期し決して一時的にして總花的なる指導に情せざるやう留意するを要す。而して本施設は指導期間を五箇年とせるを以て當該教化町村に於ては夫々郷土に即したる指導方針並に教化計畫を樹立し之が遂行に遺憾なきを期すべし

一、指導要項

- 一、國體觀念を明徴にし一層國民精神の振作に努めしむること
- 二、時局の真相を明にし正義に立脚せる國民的信念の透徹を圖ること
- 三、中正なる思想を堅持し各其の分に勵みて奉公の誠を竭さしむること
- 四、社會の現状に鑑み相戒めて風致の肅正に努めしむること
- 五、克己忍苦自力更生の氣風を振作すると共に共濟協力之美風醸成に努めしむること

二、指導要領

- 一、人の教育に根本重點を置くこと
- 二、精神教育に重きを置くこと

青年訓練、實業補習教育

緊張せる氣魄、不言實行は之れ更生の根源なり

職業を通じ作業を通じての精神的陶冶に一層力を致すこと

三、青年の教育を重視すること

青年は陶冶性と感激性と共に富み將來町村の中堅をなすものなれば、青年訓練、實業補習教育

一の普及徹底、男女青年團の振興に關し一段の努力を拂ふこと

四、職業意識の徹底と人生觀の確立に努むること

人生と職業との關係、職業の尊貴なる所以を體認せしむると共に、人生觀を確立せしめ更に

各自夫々の生活理想を持たしめ黙々其の生業に精進せしむること

五、報徳報恩の生活を根本精神とすること

六、報本反始の根本精神醸成に努め、一心同體の理想郷の實現に努むること

六、自覺反省の生活を強調すること

職業に對する自覺反省並に國家生活、公民生活、個人生活に對する自覺反省を促し一定の計

畫に基き全身全靈没頭の活動をなさしむること

- 七、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 八、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 九、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十一、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十二、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十三、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十四、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十五、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十六、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十七、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十八、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 十九、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十一、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十二、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十三、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十四、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十五、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十六、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十七、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十八、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 二十九、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十一、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十二、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十三、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十四、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十五、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十六、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十七、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十八、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 三十九、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十一、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十二、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十三、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十四、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十五、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十六、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十七、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十八、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 四十九、我國家族制度の美風發揮に努むること
- 五十、我國家族制度の美風發揮に努むること

三、實施要項

- 一、敬神崇祖の思想徹底
 - 1、伊勢神宮竝に皇居遙拜（毎朝）
 - 2、産土神遙拜、祖先靈禮拜（毎朝）
 - 3、神社、寺院參拜（祭日、縁日）
 - 4、祝祭日の家庭化
 - 5、神社、寺院境内清掃
 - 6、忠魂碑、戦死者、先賢偉人、孝子節婦等の墓碑清掃禮拜
- 二、國旗掲揚の奨励
 - 1、國旗設備の普及
 - 2、國旗掲揚日の統一
 - 3、國旗掲揚臺の設置（部落又は團體）

三、時局に關する訓話

1、國際聯盟離脱に關する詔書捧讀式舉行並に訓話

(三月二十七日 教化町村開設記念日)

2、各種團體の使命並に本務遂行の高調

3、時局座談會の開催

四、體育の獎勵

1、國民體位の向上施設考究

2、武道並に相撲の獎勵

3、衣食住の改善施設考究

五、團體的行動の訓練

1、時間勵行、集會作法訓練

2、各種團體の短期宿泊訓練

3、相互扶助、共存同榮の精神涵養

4、規律共同の訓練

六、公共的運動に對する協力の獎勵

1、各種公共施設の徹底並に奉仕精神の涵養

2、各種團體の聯絡統整

3、託兒所、乳兒保護施設其他奉仕袋等の協力助勢

七、風紀の肅正並に生活の緊張に關する協同的行動の獎勵

1、部落常會の設置普及

2、勤儉貯蓄の勵行

3、弊習の打破と良俗助長(生活改善申合事項の勵行徹底)

4、早起の勵行

5、サイレン其他時報設備の獎勵

6、教化年中曆の作製

7、其他申合事項の勵行

八、困苦缺乏に耐ふる訓練

- 1、神前早天修養會、寒修業等の實施
 - 2、業閑期共同作業（夜間又は朝間）實施
 - 3、克己日、奉仕日、（道路改修等）の實施
 - 4、無駄排除運動
 - 5、天幕旅行先進地視察、自轉車隊の組織
- 九、警備竝に防空訓練

- 1、國防協會町村分會の設置活動
 - 2、非常警備の訓練實施
 - 3、國防に關する映寫會竝に國防座談會の開催
- 十、銃後の活動に關する訓練
- 1、出征軍人の家族慰問竝に勞力援助
 - 2、戦死者弔慰竝に遺族の扶助

三、從軍將兵の慰安座談會の開催

十一、立憲自治に關する訓練

- 1、國體の闡明
- 2、町村自治體の正しき姿態の確認
- 3、選挙の肅正、責任觀念の強調
- 4、納税の勵行
- 5、自治的訓練の徹底

十二、更生運動の強調

- 1、精神更生施設の徹底
- 2、經濟更生計畫樹立と産業の開発振興
- 3、豫算生活の指導
- 4、教化更生基金の造成と負債整理實施

石川縣・石川縣教化團體聯盟

五〇

一、教化町村設定ノ趣旨

近時町村ニ對スル振興更生ノ方策トシテ各方面ヨリ諸種ノ施設ヲ講ゼラレツ、アリ、町村ニ於テハ是等ニ對シ何レモ一時的應急的施設ニ止メシメズ組織的計畫經營ヲ行ヒ、以テ百年ノ大計ヲ確立スルノ必要ヲ認メラル。

而シテ如斯計畫ノ確立ハ營ニ經濟、産業等ノ物質文化ノ開發ヲノミ目標トナサズ其基礎ヲ根本的教化ニ置クコトヲ忘ルベカラス。從來往々模範町村ト稱セラル、モノノ中數年ニシテ早くモ荒廢スルノ事實ハ之レ全ク教化ノ缺除ニ起因スト言ハザルベカラス、之ニ反シ恒久的教化組織ヲ有シ不斷ノ教化ヲ強調シツ、アル町村ニアリテハ年々興隆ノ一路ヲ辿リツ、アルハ幾多ノ事實ノ之ヲ證明スル所ナリ。

即チ自治體ノ興隆發展ハ元ヨリ教化ヲ基礎トスベキモノニシテ本縣ニ於テ教化町村ノ設置ヲ

計畫セシ所以實ニ茲ニ在リ、然レドモ之ガ實行ハ容易ノ業ニアラズ依リテ之ヲ縣下ニ實施スルニ先ダテ此ノ趣旨ヲ諒解シ其ノ實施ヲ圖ラントスル町村中ヨリ最モ適當ト認メラル、モノ及急施ヲ要スト認メタル町村ヲ選定シ特ニ其以計畫實施ニツキ指導援助ヲ與ヘ以テ其ノ範ヲ示サントスルモノナリ。

二、教化町村ニ於ケル計畫大綱

教化町村ハ本施設々定ノ趣旨ニ則リ一貫シタル組織ト計畫トニ基キ郷土ノ實情ニ即チ教育教化ノ施設ニヨリテ村民ノ自覺ヲ高メ愛國愛郷ノ精神ヲ喚起シ協力一致ノ良風ヲ振作シ産業ト教育ト道德ト經濟ト一元的發達ニヨリテ自治ノ向上文化ノ創造發展ヲ圖リ以テ全町村一圓融合ノ理想郷ヲ建設シ之ヲ永遠ニ確保センコトヲ要ス、之ガ實施ニアタリテハ町村當局社會教育委員會ヲ中心トシテ教育教化産業等ニ關スル各種團體代表者及區長等相互連絡提携ノ下ニ聚落毎ニ毎月教化常會ヲ開カシムル必要アリ。

- (三) 開會制度 以必不定時勵行セテ因及コ要開ニ開會シ、開會制度、開會要項等ニ定メ
- (四) 出席者 毎回戸主又ハ主婦外ニ一人又出席セシムルコト並同交升スルモノトス
- (五) 經費 部落常會ノ負擔トシ最モ實素ニ開催スルコト
- (六) 常會ノ記録 毎回其ノ概況ヲ記録シ置クコト

第一條 本會ハ何常會ト稱シ部内ノ輯睦ヲ圖リ教化ノ徹底ヲ期シ以テ公共ノ福利増進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ部内又住民ヲ以テ組織シ事務所ヲ會長ノ住所ニ置ク

第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲毎月一回會員一堂ニ會シ左ノ行事ヲ爲スモノトス

- 1、一洞禮
- 2、皇居遙拜
- 3、君方代合唱

4、勅語又ハ詔書捧讀

5、申告等朗讀

6、報告

7、協議懇談

8、講話

9、小閉

10、禮拜又ハ黙禱

11、解散

第四條 本會ニ會長一名ヲ置キ區長ヲ以テ之ニ充ツ

會長事故アルトキハ會長ノ指名者ヲ以テ代理セシム

第五條 會長ハ本會一切ノ事務ヲ處理シ本會ヲ代表ス

第六條 必要ナル時ハ本會ノ協議ニ依リ幹事ヲ置クコトヲ得

第七條 本會ノ經費ハ部内世帯主ノ負擔トス

本會則昭和八年八月一日ヨリ實施ス

四、石川縣教化町村指導綱要

一、指導要旨

- 1、國體觀念ヲ明徴ニシテ一層國民精神ノ振作ニ努メシムルコト
- 2、時局ノ真相ヲ明ニシ正義ニ立脚セル國民信念ノ透徹ヲ圖ルコト
- 3、中正ナル思想ヲ堅持シ各其ノ分ニ勵ミテ奉公ノ誠ヲ竭サシムルコト
- 4、社會ノ現狀ニ鑑ミ相戒メテ風教ノ肅正ニ努メシムルコト
- 5、堅忍持久ノ精神ヲ養ヒ克己ノ生活ニ耐ヘシムルコト

二、指導要項

- 一、精神ノ更生ヲ圖ルコト
- 一家、一部落、一町村ノ善良ナル一員タルト共ニ有爲ナル公民タラシムルコト

(一) 聖旨ノ奉體

勅語、詔書ノ聖旨ノ徹底ヲ圖ルコト

(二) 敬神崇祖ノ精神發揚

1、神社ヲ郷土生活ノ中心トスルコト

2、家ノ祭禮ヲ重シ崇祖ノ念ヲ養フコト

(三) 宗教心ノ養成

(四) 生活ノ自覺ヲ促スコト

1、郷土ノ特質ノ研究

2、農村生活ノ信念養成

3、職業ヲ樂ム風習ノ養成

職業ヲ尊貴ナル所以ヲ知ラシメ、職業ヲ通ジ報徳ノ精神ヲ陶冶スルコト

4、家庭教育ニ關スル覺醒

特ニ青年教育ニ一段ノ努力ヲナスコト

10、研究發明ノ獎勵

11、相互鼓勵ノ獎勵

12、協同的經營ノ獎勵

(一) 金融ノ改善

1、商業組合ノ普及充實

2、負債整理方法ノ樹立

(二) 消費ノ合理化

1、豫算生活ニ現金支拂ノ實行獎勵

(三) 協同購入ノ獎勵

1、其他冗費ノ排除

(四) 衣食住ノ改善

1、國産品ノ愛用

2、二重生活ノ排除

3、日常生活品ノ自家製造

(五) 式服ノ改善

5、榮養食ノ獎勵

6、臺所ノ改善

7、衛生設備ノ改善案

(六) 家地利用

(五) 保健衛生

1、衛生思想ノ涵養

2、乳幼児ノ養護

(一) 3、妊産婦ノ衛生思想ノ普及

4、傳染病ニ對スル注意

5、結核病ノ豫防

6、寄生虫ノ驅除

7、公衆衛生ノ注意

8、適當ナル體操等ノ獎勵

三、教化町村實行細目

(一) 國家觀念ノ確立

皇國ノ普及

建國ノ大義、國體ノ精華、皇室ノ尊嚴、御歷代ノ聖德

忠孝ノ敬神崇祖、國旗ノ尊重、四大節ノ奉祝、祝祭日ノ家庭化

國民ノ三天義務、神社其ノ他靈域ノ尊崇、郷土ノ歴史、舊蹟ノ保存

(二) 社會共存觀念ノ確立

入ノ社會會、家庭、連帶意識ノ強化、町村民ノ相互扶助

團體行動ノ訓練、公衆秩序ノ維持、良風美俗ノ作興、公共物ノ愛護

公論協議ノ熟練、約束ノ嚴守

(三) 政治、教育

憲法大憲章、自治及行政組織、議會、選舉道德及選舉淨化運動一般

公民常識涵養施設、自治制度、公民權及公民道德、縣會町村會

町村、是、自治體

(四) 法令及諸規則ノ尊重

法治國民タルノ意識、諸届出ノ勵行、家憲ノ制度

(五) 産業ノ振興

我國ノ産業、我が町村ノ産業、農村ノ經營、産業ノ合理化

農業經營ノ合理化、副業ノ獎勵、一人一研究、農産加工

産業組合、各種同業組合、農業ト商工業

(六) 經濟思想ノ涵養

國家ノ財政問題、町村財政ト豫算、家事經濟ノ合理化、家計簿練習

(七) 生活改善ノ實行

豫算生活ノ實行(現金買勵行、家計簿備付)

社交儀禮ノ改善(結婚、葬儀、佛事祝祭日、贈答、宴會、訪問、接客、年賀廻禮、公衆作

法)又、改善(其服裝)ノ改善(其食事)ノ改善、居住宅者改善(其所ノ含む)
衛生ヲ改善(其時ニ關スル改善(能率増進)) 宅地ノ利用

(丁)廢棄物利用、用、無駄排除、貯蓄ノ實行 家産造成貯金

迷信打破、信仰生活ノ向上 娛樂者改善、情操陶治

(六)讀書趣味ヲ涵養

(八)體育保健ノ向上 各種職業聯合 農業者商業聯合 職業者家庭看護

體育衛生智識ノ普及、體育ノ設備改善 一傳染病豫防 農家庭看護

救急治療法 痔瘻芥ノ處分 社會衛生 體育運動ノ實行

(五)遊業ノ涵養

五、教化町村實施ノ準備調査

(一) 教化ニ關スル方面

1. 教育調査 長 自治 課

イ、小學校ニ就學歩合、出席歩合、卒業後ノ方向

ロ、補習學校ニ入學該當者數、入學生徒數、入學歩合、出席歩合

ハ、青年訓練所ニ入所該當者數、入所生徒數、入所歩合、出席歩合

ニ、中等以上ノ教育ヲ受ケタル者ノ調査費、職業費、土木費等別限、一月平均

ホ、讀書傾向ニ新聞雜誌等

2. 圖書館ニ經費、藏書冊數、閱讀人員數 一冊以下、一冊以上、一月平均

3. 各種團體ニ沿革、團體長、經費、團體員數、小計、大計、職員員數

4. 神社、社ニ名稱、社格、祭神、沿祀、氏子數、祭禮、祭式、式目

5. 寺院、院ニ名稱、宗旨、宗門、宗派、僧尼數

6. 功勞者、善行者、成功者調査費、寄附入口、出入寄附費

7. 年中行事調査ニ祝、節句等、祝、節句、祝、節句、祝、節句、祝、節句

8. 風俗習慣調査ニ改善ヲ要スル點

9. 國家觀念ニ關スル調査ニ國旗所有者調査、國旗掲揚調、租稅納入成績等

10. 公共生活ニ關スル調査ニ公會堂、共同浴場、道路、公營物時間勵行ノ狀況

- 11、敬神崇祖ニ關スル調査、神社參拜、神社掃除、墓地手入れ、開闢費、修繕費等ノ調査
- (二) 産業經濟ニ關スル方面
 - 1、村勢調査ニ關シテ、人口、世帯、戸數、耕作面積、山林面積、田舎人口、耕作人口
 - 2、戸數、世帯數、總戶數、各區別戶數、職業別戶數、增減及其理由
 - 3、人口、口、現住人口、本籍寄留別人口、出入寄留調
 - 4、勞力調査、人口年齡別調(男女別)
 - 5、土地、地、種別、他町村ノ所有地、他町村ニ所有スル反別
 - 6、自作、小作、親作別、自作戶數、自作戶數、小作戶數、親作戶數
 - 7、所有地反別調、三反以下、五反以下、一町以下、一町以上、一戸平均
 - 8、基本財産、總額、種別
 - 9、町村豫算、變遷、年度別總額、教育費、勸業費、土木費等區別、一戸平均額
 - 10、生産費調査、入組、出組、入組、出組、入組、出組、入組、出組
 - 11、作付狀況調、入組、出組、入組、出組、入組、出組、入組、出組

- 1、生産物調、種類別產額、其ノ消費、貯蓄、輸出、輸入、貯蓄、輸出、輸入
- 2、消費調査、消費、貯蓄、輸出、輸入、貯蓄、輸出、輸入
- 3、金融調査、貯蓄、貯蓄、貯蓄、貯蓄、貯蓄、貯蓄、貯蓄
- 4、貯蓄調査、貯蓄、貯蓄、貯蓄、貯蓄、貯蓄、貯蓄、貯蓄
- 5、負債調査、負債、負債、負債、負債、負債、負債、負債
- 6、生活改善調査、生活、生活、生活、生活、生活、生活、生活
- 7、冠婚葬祭調、冠婚、冠婚、冠婚、冠婚、冠婚、冠婚、冠婚
- 8、臺所改善ニ關スル調、臺所、臺所、臺所、臺所、臺所、臺所、臺所
- 9、衛生ニ關スル調、衛生、衛生、衛生、衛生、衛生、衛生、衛生
- 10、死去原因調、死去、死去、死去、死去、死去、死去、死去
- 11、住宅便所、下水等ニ關スル調、住宅、住宅、住宅、住宅、住宅、住宅、住宅

六、教化委員會實施事項概要

1、教化對策ノ樹立、重要ナルモノ、其ノ一、單讀圖書、文藝雜誌、日ニヨリ、冊、冊、冊、冊

教化對策ノ樹立ハ極メテ重要ナルモノナレバ準備調査又指導要目ニヨリ、町村ノ實情ヲ能ク考察シ當該町村ニ最モ適切ナル對策ヲ樹テ徹底的ニ實行スルコトヲ要ス。

而シテ樹立ニ當リテハ五ヶ年計畫ヲ以テ第一期ヲ完了スルヲ適當ト認メラル。

2、町村是ノ確立スルニ當リ、其ノ實情ニ照シ、傳統、歷史、自然環境、富力、民情等種々ノ條件ヲ考慮シ

町村是ハ其ノ町村ノ實情ニ照シ、傳統、歷史、自然環境、富力、民情等種々ノ條件ヲ考慮シ其ノ町村ニ即シタル理想方策ヲ樹立セザルベカラズ、斯クシテ産業ト教化トノ融合ヲ期スル教化ハ當然此ノ町村是ニ基キ其ノ實現ヲ期セザルベカラズ。

故ニ教化ノ方針モ亦町村ノ事情ニ即シタル特殊ノモノタルヲ意味ス。即チ形式的ナル教化ヲ排シ、例ヘ如何ニ小ナル事項ト雖モ飽クマデ其ノ土地ノ精神ヲ體現セル眞ニ生命アルモノタラザルベカラズ。

之ガ爲ニハ町村是ハ可成多數者ノ理解ノモトニ作製セラル、ヲ要ス。

3、年中行事表(教化曆)ノ編成

教化町村ニ於ケル各種團體ハ各々其ノ特質ヲ發揮スルト共ニ積極的ノ提携ヲナシ、且ツ教育

ト産業トノ結合ヲ圖リ道德經濟並進ノ理想鄉建設ヲ目的トスルヲ以テ、之ガ實現ノタメニ、先ヅ必要ナル施設ハ、年中行事表ノ作製ナリ。

而シテ之ガ作製ニアタリテハ先ヅ年度始メ、ナルベク毎年三月中ニ、町村行政、教育、經濟方面ノ機關ト團體ヲ網羅スル各種團體代表者ハ、年中行事案ヲ持寄り、相互協同シテ、無駄ヲ排シ、施設ノ合理化ニ努メ、町村是ノ確立ト其ノ實現ニ備ヘルタメ詳細ナル年中行事豫定表ヲ作製スルモノトス。斯クシテ廣汎ナル諸施設ハ統制セラル。

尙年中行事豫定表作製ニツキ注意スベキ事項次ノ如シ。

イ、郷土ニ適スル施設ノ實施

ロ、教育ト産業トノ聯絡提携

ハ、各種團體トノ特質發揮

ニ、施設事項ト氣候季節トノ關係考慮

ホ、現在ノ事情ヲ急速ニ破壊スルコトナク漸進的ニ改善スルコト

ヘ、出來得ル限り施設ノ合理化ヲ圖ルコト

ト、大要左ノ形式ニヨルコト

月	日	時	行	主	體	場	所

4、教化報ノ發行

教化報ハ教化町村狀況ノ報道及連絡機關ニシテ、一面教化町村ノ教科書トモ稱スベク、其ノ内容ハ(イ)其ノ月ノ行事概要 (ロ)翌月ノ豫告 (ハ)教化氣分作興資料 (ニ)奨勵改善事項 (ホ)其ノ他報告事項トシ、成ルベク毎月一回コレヲ發行シ全戸ニ配付スルコト

5、部落教化常會ノ督勵指導

教化常會ハ徹底的教化練達ノ機關ナリ之レガ運用ニヨツテ郷土聚落ヲシテ宛然一家族ノ如ク一團融合セシメ美ハシク豊ニ平和ナル樂土ヲ先ヅ建設セントスルニアリ。教化常會ハ通常毎月、日ヲ定メテ一回概ネ一時間ヲ限度トシテ、各戸二名以上ノ住民ヲ一堂ニ會セシメ、住民トシテ緊急實行スベキ事項ヲ申合セ、又必須重要ナル諸般ノ事項ヲ傳達シ、

協議シ、懇談シ、相互切磋琢磨ノ教養ヲ積ミ、以テ教化ノ徹底ヲ期スルニアルヲ以テ町村長ヲ始メ吏員、小學校長及職員、神職、宗教家等ハ町村教化委員會ノ作製セル日程表ニ基キ各部落ノ常會ニ順次出席シテ指導督勵スルヲ要ス。(常會ノ開キ方ニツイテハ別項参照)

6、教化強調運動ノ實施

十一月十日ヲ中心トスル精神作興週間ヲ始メ、毎月十日ヲ克己日トスル等、教化強調運動ヲ實施スルコト。

7、中堅人物養成ニ關スル施設

- (1) 修養ヲ主トスル場合
寢食ヲ共ニスル一夜講習會及三日講習會ヲ實施シ、國民精神作興、公民教育ノ徹底ニ資ス
- (2) 産業經濟ヲ主トスル場合
稻作、養蠶、蔬菜、産業組合、養畜、生活改善、台所改善等經濟上最モ地方ノ事情ニ必要ナル講習會ヲ實施シ、コレヲ實際事業ノ上ニ實現スルコト
- (3) 保健衛生ヲ主トスル場合
中心トシテ講習會ヲ開辦シ、向上ニ資ス

家庭看護法、一般衛生等體育ヲ中心トスル講習會ヲ開催シ保健ノ向上ニ資ス。

(二行事ニハ以上三項ノ施設ヲ加味スルモ可ナリ)

8、生活改善事項ノ協定及實行

指導要目及準備調査ニ基ツキ實行計畫ヲ樹テ、經濟ノ確立ヲ期スルヲ要ス。

特ニ分度生活ニ關スル徹底的指導ヲ志ルベカラズ。

9、教化町村五ヶ年計畫目標

第一年次 基礎確立時代

1、教化町村趣旨徹底

2、部落教化常會勵行(出席獎勵)

3、教化委員會組織及開催勵行

4、教化講習會開催

第二年次 整備時代

1、各種教化施設ノ整備

家庭看護法、一般衛生等體育ヲ中心トスル講習會ヲ開催シ保健ノ向上ニ資ス。

(二行事ニハ以上三項ノ施設ヲ加味スルモ可ナリ)

8、生活改善事項ノ協定及實行

指導要目及準備調査ニ基ツキ實行計畫ヲ樹テ、經濟ノ確立ヲ期スルヲ要ス。

特ニ分度生活ニ關スル徹底的指導ヲ志ルベカラズ。

9、教化町村五ヶ年計畫目標

第一年次 基礎確立時代

1、教化町村趣旨徹底

2、部落教化常會勵行(出席獎勵)

3、教化委員會組織及開催勵行

4、教化講習會開催

第二年次 整備時代

1、各種教化施設ノ整備

2、町村是確立

3、年中行事表ノ作製

4、教化報ノ發行

5、中堅人物養成施設(男子)

6、部落教化常會勵行(内容充實誘導)

第三年次 内容充實時代

1、中、各種教化施設ノ充實ヲ期スルコト

中2、部落教化常會勵行(内容充實)

1、中、中堅人物養成施設(女子)

第四年次 自覺時代

1、各種教化施設ノ自覺的活動ヲ期スルコト

2、部落教化常會(眞價發揮)

第五年次 眞價發揮時代(眞價發揮)

- 1、全町村民ノ自覺活動(道德經濟促進)
- 2、一町村一家ノ一團融合

七、指導ノ實際

- 1、指導ノ主體
 - 中央教化團體聯合會石川縣並ニ石川縣教化團體聯盟之ガ指導ノ主體トナル
- 2、中央教化團體聯合會ノ指導助成
 - イ、講師ノ派遣
 - ロ、助成金ノ交付
 - ハ、補助支出
 - ニ、其他ノ指導施設
- 3、教化町村ノ趣旨、施設並ニ其ノ實績等ヲ記シタル「パンフレット」ヲ刊行シ、指導者ニ

- イ、指導大綱及方針ノ樹立
 - ロ、指導方法ノ決定
 - ハ、講習會實施
 - ニ、資料ノ頒布
 - ホ、經濟更生運動トノ連絡
 - ヘ、教化町村幹部協議會開催
 - 4、町村ノ指導
- (一) 教化委員會ノ構成

二、委員會ノ統制
ロ、指導方法

- (一) 役場吏員學校職員其ノ他適當ナル者ヲシテ各部落別ニ指導ヲ分擔セシムルコト
- (二) 委員會各部ニ於テ分擔研究實施ニ努ムルコト
- ハ、狀況報告

(一) 町村委員會、部落常會ノ開催狀況ハ別項様式ニヨリ毎翌月十日迄ニ知事宛ニ報告ス

八、教化町村ノ經費

町村内各種團體ハ教化委員會ニヨツテ統制セラル、ヲ以テ其ノ團體ノ特質ヲ發揮スルタメ事業費ヲ負擔スルハ勿論、施設ハ合理化ニヨツテ生ミ出サレタ分ヲ、新施設ノ經費トシテ振り向ケルコト、ナルベク町村費ヨリ百圓乃至二百圓ヲ支出セバ可ナリ。縣ヨリモ若干ノ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ。

九、教化町村ノ到達點

- 1、町村是ヲ中心トシテ郷土ニ即シク教化ノ進展ヲ遂ゲ一圓融合生々發展ノ理想郷建設ヲ現實化ス。
- 2、町村役場ヲ中心トスル行政方面、學校ヲ中心トスル教化方面、農會、産業組合ヲ中心トスル産業方面トノ三位一體ノ完全ナル提携ニヨリ、道德經濟ノ一元的發展ヲ實現ス。
- 3、各種ノ修養教化經濟團體ハ各々其ノ特質ヲ發揮シテ、團體員ノ品性ヲ陶冶シ、知識ヲ啓發シ、コレヲ實生活ニ顯現シテ理想郷建設ノ責任ヲ分擔ス。
- 4、産業ハ合理化シ協同的各種事業ハ發達シ、産業組合、農業倉庫等ノ機能ハ十分ニ發揮セラレ共同ノ福利ヲ増進ス。

村	東山	西山	南山	北山	中央	合計
人口	1,200	1,500	1,800	2,000	2,500	8,000
面積	100	120	150	180	200	750
人口密度	12	12.5	12	11.1	12.5	10.7
産業	農業	農業	農業	農業	農業	農業
教育	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
施設	なし	なし	なし	なし	なし	なし

【附註】 地方自治の発展

- (9) 時間勵行ト義務履行ノ徹底
 - (10) 階級反目並因習的賤視觀念ノ打破
 - (11) 迷信打破ト健全ナル人生觀ノ把持
 - (12) 共存共榮ノ美風ノ刷進
- 四、産業ノ計畫ヲ樹立シ農業經營ノ確立ヲ期セシムルコト
- (1) 主業生産増加ヘノ研究工夫
 - (2) 一人一研究ノ徹底
 - (3) 餘剩勞力ノ利用
 - (4) 土地ノ利用
 - (5) 副業ノ研究
 - (6) 農産品ノ加工
 - (7) 郷土名産ノ産出
- 五、經濟ノ合理化ヲ圖リ家庭經濟ノ確立ヲ期セシムルコト

- (1) 負債ノ皆済
 - (2) 可成自給經濟ノ確立
 - (3) 冗費ノ節約ト貯金奨勵
 - (4) 可成禁酒禁煙ノ實行
 - (5) 衣食住ノ改善
 - (6) 豫算生活ノ實行ト簿記ヲ入
 - (7) 共同購入共同販賣ノ統制
- 六、郷土藝術振興ヲ圖リ正シキ娛樂ノ深化向上ニ努メシムルコト
- (1) 郷土ノ民謡俚謡ノ振興
 - (2) 娛樂ノ改善
 - (3) 休日ノ利用ノ合理化
- 七、郷土自治ノ確立ヲ期セシムルコト
- (1) 公民教育ノ普及徹底ニツトムルコト

- (2) 選舉ノ肅正並黨弊ノ除去
- (3) 遵法精神ノ養成
- 八、郷土ノ衛生状態ヲ改善シ健全ナル身體ヲツクラシムルコト
 - (1) 衛生思想並知識ノ普及徹底
 - (2) 體力ノ向上
- 九、郷土ニ於ケル各種團體ノ連絡提携ヲ密ニセシムルコト
- 一〇、郷土ノ自然ヲ愛好シ之レガ美化ニカメシムルコト

三、指導年次計畫案

第一年次——(昭和九年度)

趣旨徹底時代

教化村ノ趣旨ヲ部落村民並各種團體ニ徹底理解セシメ、教化ノ實ヲ舉グベク努力セシム

1、村是確立

- 2、教化體系樹立
- 3、部落教化常會ノ結成ト趣旨宣傳
- 4、村教化常會ノ結成
- 5、各種團體ニ趣旨宣傳

第二年次——(昭和十年度)

統制時代

- 一、部落家庭生活並各種團體の行事は教化に結びつけて行ふことに努むること
- 二、各種團體は行事等に關し相互に連絡提携をはかることに努むること
- 一、部落教化常會の型の習得
- 二、教化會の型の習得
- 三、村の教化層と各種團體との行事統一
- 四、中堅男女青年團講習會(一泊二日間)
- 五、幹部協議會

6、婦人講演會

第三年次——(昭和十一年度)

活躍時代

- 一、各種團體は相互に協調を保ち教化を根底としたる活動を行ふこと
- 二、村民は教化村民としての活動を行ふこと

1、部落教化常會の内容充實

2、村教化常會の内容充實

3、各種團體の活動

4、中堅男女青年團講習會(二泊三日間)

5、幹部講習會(二泊二日間)

第四年次——(昭和十二年度)

使命發揮時代

- 一、部落並各種團體はそれ々々その使命發揮につとむること

二、村民は教化村としての使命發揮につとむること

1、部落教化常會はその部落の独自の個性の發揮

2、各種團體の使命發揮

3、婦人講習會

4、幹部講習會(二泊三日間)

第五年次——(昭和十三年度)

充實躍進時代

一、各方面にその實績を挙げ一村一家たるの一圓融合の理想郷の顯現につとむること

1、全村民大會

2、部落教化常會の大會

3、記念式舉行

一、婦人部活動

第三十次婦人部活動報告書

一、聯合大集會

一、聯合大集會の開催と其の意義と

一、聯合大集會の開催と其の意義と

一、聯合大集會の開催と其の意義と

一、聯合大集會の開催と其の意義と

一、聯合大集會の開催と其の意義と

一、聯合大集會の開催と其の意義と

一、聯合大集會の開催と其の意義と

一、聯合大集會の開催と其の意義と

一、聯合大集會の開催と其の意義と

昭和十年六月十日印刷
昭和十年六月十五日發行

教化町村指導要綱

非賣品

發行者 古谷敬二

東京市麹町區大手町一ノ七

印刷者 今井彦太郎

東京市深田區牡丹町一ノ七

發兌

東京市麹町區大手町一ノ七

財團法人中央教化團體聯合會

振替東京七一七八二

旬刊 教化運動

……充實した内容
……新鮮な形態……

一ヶ月一圓・見本進呈

會計 煤外 靈 價

發 表

東京市 昭和 六年 十一月 一、二

全 共 新 太 級

古 新 必 二

非 費 品

昭和 六年 六月 十五日 發行

東京市 昭和 六年 十一月 一、二

